

田んぼアート公園 調査設計等業務
公募型プロポーザル
仕 様 書

安芸高田市産業振興部
商工観光課

- 1 業務名称 安芸高田市田んぼアート公園調査設計等業務
- 2 業務内容 基本設計、地質調査（市の整備区域内）
- 3 設計主旨、業務概要他
田んぼアート事業実施計画書（以下「計画書」という。）に基づく基本設計業務・地質調査業務である。
 - (1) 近隣施設など周辺環境に与える影響について十分検討し、事業実施に当たって問題となる支障などが発生しないように設計を行うこと。
 - (2) 「安芸高田市公共建築物等木材利用促進方針」を遵守すること。
 - (3) 各関係法令上の検討及び手続き・処理等を行うこと。
- 4 業務期間
◎契約締結日の翌日から令和2年3月31日（火）まで
- 5 設計業務の進め方
 - (1) 基本設計は、基本事項をまとめ、長所・短所等がわかるような素案を数案提示し、市担当課と協議して進めていくものとする。また、担当課から検討組織等での説明を求められたときは、会議等に出席し、図面等を用いて説明するなど柔軟に対応すること。また、住民からの意見についても、設計への反映の必要性、効果などを検討し、業務を進めること。
 - (2) 建築、設備及び土木等は、当初より綿密な連絡を保ち、設計の完全を期すること。
 - (3) 報告書作成は、写真、イメージ図、グラフなどを活用し、視覚的にわかりやすくすること。
- 6 その他
 - ◎関係法令（接道、土壌汚染その他）を十分に検討・考慮すること。
 - ◎本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」等によること。
 - ◎特殊工法等に関するものは事前協議等により、これを適正に扱うこと。
 - ◎起債事業であり、これに関する事務関係の協力をすること。

1. 設計概要

- 1.1 業務 基本設計、地質調査
- 1.2 業務場所 安芸高田市吉田町山手 1945-1 他
- 1.3 業務範囲 田んぼアート公園全体の配置計画を行い、基本設計及び地質調査とする。(別紙、計画平面図参照)

整備面積	施設名	備考	技術提案	基本設計
約 9,100 m ²	展望台	新築	○	○
	飲食店舗棟(屋台)	新築	○	○
	イトイン棟	新築	○	○
	駐車場周辺施設	駐車場・自転車二輪駐輪場・歩行者空間等	○	○
	公園機能	遊具	○	○
	外構		○	○

※導入路・駐車マスの配置・形状は、提案内容を妨げるものでない。

- 1.4 敷地面積 約 9,100 m²
- 1.5 用途種類 展望台及び飲食店舗(屋台)等関連附属施設
- 1.6 建物等概要

(ア) 展望台(新築)

- a. 延床面積 約 200 m²程度(本業務により決定)

高さ概ね 15m の位置から鑑賞予定

- ・展望台
- ・事務室
- ・エレベーター
- ・トイレ(男子・女子・多目的(多機能))
- ・その他必要施設

- b. 主要構造 (本業務により決定)

- c. 耐震安全性の分類 (本業務により決定)

(イ) 飲食店舗棟(屋台)

- a. 延床面積 約 10 m²/棟 10~15 棟予定

- b. 主要構造 (本業務により決定)

(ウ) 合併浄化槽

(エ) イートイン棟

a. 延床面積 約 40 m²

b. 主要構造 (本業務により決定)

(オ) 駐車場周辺施設

・ 駐車場 ・ 駐輪場 ・ 歩行空間

(カ) その他

・ 遊具 ・ 固定アート空間又は芝生広場

1.7 予定建設費 198,000 千円以内 (消費税及び地方消費税含む。)

1.8 都市計画区域内外 この地域は、都市計画区域外

1.9 設計と条件の資料 田んぼアート事業実施計画書

1.10 地質調査業務

(ア) 委託目的

田んぼアート公園内の施設の新築に伴う、地質・土質の状況の把握及び設計・施工に必要な地盤に関する各種データの収集を目的とし、支持層の確認・支持力の検討・各種試験及び液状化の検討をおこなう。

(イ) 委託内容

・ ボーリング調査 1箇所 (深度 L=10m) 砂質土、礫混じり土、軟岩

・ ボーリング方法 ロータリーボーリング

・ サウンディング 標準貫入試験 (JIS A 1219)

・ 土質試験・液状化の検討 土の粒度試験 (JIS A 1204)

土の液性限界、塑性限界 (JIS A 1205)

・ 配置図の作成 調査地点、標高、基準点、地盤の高低差及び調査項目を明記。

・ 断面図 (柱状図) の作成 総合的な考察を記述する。

2. 設計業務について

条件、内容、範囲

2.1 技術者の資格要件など

業務の実施にあたっては、下記の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。

a. 管理技術者

管理技術者については、平成 21 年 4 月 1 日以降に元請人又は設計共同企

業体の構成員（代表者に限る。）の管理技術者として、道の駅やサービスエリア又はこれに類似する施設の基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有し、かつ、設計主旨内容を的確に把握する能力、工事設計についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。ここでいう「これに類似する施設」とは、国土交通省が定める「官庁施設の設計業務等積算要領（別表）」の別表 1-1 建築物の類型の第五号に該当する施設を指し、延べ床面積が 700 m²以上のものとする。

管理技術者の資格要件は、次による。

◎建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に定める一級建築士

b. 担当技術者

担当技術者については、次の要件を満たし、かつ、設計主旨内容を的確に判断するとともに、工事設計についての技術能力及び経験を有する者とする。

◎当該担当の各部門に応じた公共建築工事標準仕様書若しくはそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計を実施した経験を有すること、又は、調査員がそれと同等の能力があると認めた者であること。

◎上記のほか、実務経験等に関して次の条件を満たす者

8 年以上の実務経験相当の能力を有すること。

◎その他法律、基準上必要となる資格要件等が発生する場合は、この条件等も満たすこと。

c. 照査技術者

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に定める一級建築士

2.2 一般業務の範囲

a. 基本設計

◎建築（意匠、構造）

◎設備（電気、機械、空調、省エネ、自然エネルギー検討、その他）

◎屋外整備、外構、舗装、植栽、排水等

◎工事工程計画作成

◎サイン計画

◎建物配置計画

①土地利用計画

②周辺交通計画

◎ユニバーサルデザイン計画

◎既存設備移設・利用計画

◎防災計画

◎情報化計画

◎駐車場整備計画

◎オフィス、店舗レイアウトプラン

新たな施設における備品を調査し新規備品との調整を図り、レイアウト案を作成すること。

◎構造種別の検討及び方式の比較検討

◎工事費概算業務

◎各法令調査、関係機関打ち合わせ、関連資料の作成他

◎その他、通常一般業務及び別添に示されているもの

2.3 設計業務のとりまとめ方法等

成果物は、原則として CAD 及び調査職員に指定された各ソフトにより作成した電子データとし、CD-R 等を電子媒体としてデータを併せて提出する。(CD-R 等に収録するデータの構成及び電子データとなり難いもののとりまとめ方法は、監督職員の指示による。)

2.4 追加業務の内容及び範囲

a. 設計意図表示について

設計意図が明確になるように、文書化、図面化作業を行い、成果品を作成すること。

b. その他

◎工程計画、計画工事工程表（ネットワーク）

◎動線計画を踏まえた安全計画

◎その他、本業務を完成させるため、必要となるもの

◎各種法令の事前協議

2.5 再委託に関する要件

◎本業務においては、原則として主たる業務は再委託することはできないものとする。

◎受託者は本業務の一部（主たる部分を除く）について再委託を行う場合は、ただちに、発注者に必要書類を提出し、業務に着手するまでに承認を受けるものとする。

◎本業務における「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂

行管理、手法の決定及び技術的判断とする。

3 . 設計業務の実施及び処理

3 .1 基本的事項、遵守すべき関係法令、基準等

(1) 一般事項

- a . 業務は、基本計画、設計条件の主旨を十分理解し、実施する。
- b . 業務は、上記の主旨、理念などの検討の後、承諾を得、設計条件及び適用基準等により行うものとする。
- c . 設計図書等に用いる用紙は、受注者の負担とする。

(2) 特記事項

著作権に関することについては、約款による。

(3) 打ち合わせ及び記録

- a . 打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出する。
 - ◎業務着手時
 - ◎各段階及び調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- b . 設計作業の実施に当たって外部折衝を要する場合は、速やかに発注者に文書で報告し、その指示に従い報告すること。
- c . 発注者、地域住民、関係官公署と協議を行った場合は、速やかに記録簿を作成し、その都度発注者に文書で報告すること。
- d . 毎月、当初の業務工程表に基づく進捗率を記した履行報告書を提出すること。

(4) 電子データについての注意

業務にあたっては、電子データの納品時のみならず、業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

(5) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したもの（最新版）とし、関連法令を遵守すること。

a . 共通

関係法令（その他関係法令を遵守すること。）

建築基準法

建築基準関係規定

その他関連法令

関係基準

◎下記の基準等該当あるもの

安芸高田市公共建築物等木材利用促進方針

官庁施設の基本的性能基準

官庁施設の企画立案及び設計マネジメント要領

官庁施設の環境保全性基準

官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

官庁施設の防犯に関する基準

官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン

公共建築工事積算基準

官庁施設の総合耐震診断・改修基準

非構造部材の耐震設計指針

環境配慮型官庁施設設計指針

官庁施設の環境配慮診断・改修計画指針

省エネルギー建築設計指針

官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン

建築設計業務等電子納品要領

建築C A D図面作成要領（案）

県条例広島県福祉のまちづくり条例設計マニュアル〔改訂版〕

建設リサイクル法

b. 建築

◎下記の基準等該当あるもの

建築工事設計図書作成基準

敷地調査共通仕様書

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築工事標準書式

建築物解体工事共通仕様書・同解説

建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説

建築鉄骨設計基準
公共建築工事標準書式
建築設計基準
建築改修設計基準
建築構造設計基準（各構造）
建築鉄骨設計基準
擁壁設計標準図
構内舗装・排水設計基準
表示・標識標準
建築工事標準詳細図

c. 建築積算

◎下記の基準等該当あるもの

公共建築数量積算基準
公共建築工事積算基準
公共建築工事積算基準の解説
工事歩掛要覧
建設工事標準歩掛
公共建築工事共通費積算基準
公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
建築工事内訳書作成要領（建築工事編）
公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

d. 設備

◎下記の基準等該当あるもの

建築設備計画基準
建築設備設計基準
建築設備工事設計図書作成基準
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）

排水再利用・雨水利用システム計画基準

建築設備耐震設計・施工指針

建築設備設計計算書作成の手引

e. 設備積算

◎下記の基準等該当あるもの

公共建築設備数量積算基準

公共建築工事積算基準

公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）

工事歩掛要覧

建設工事標準歩掛

公共建築工事共通費積算基準

公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

f. 上記の他、規制等に係る基準の類などによる。

(6) 資料の貸与及び返却

必要に応じて承認を得た後、貸し出しとなる。

貸与場所（指示による） 貸与時期（指示による）

返却場所（指示による） 返却時期（指示による）

(7) 成果物の取扱いについて

提出された CAD データについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(8) 業務実績情報の登録について

受託金額 500 万円以上の業務については、業務完了後 10 日（ただし、土曜、日曜及び祝日等は除く。）以内に公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。

なお、登録に先立ち、調査職員の確認を受ける。

3.2 提出書類 協議の上決定する。

3.3 製品名等 製品名などに指定の必要がある場合は、係員の承認を得て、同等品以上として表示できる。

3.4 計算書 計算書の用紙は、原則として、A 4 判の複写のとれる用紙を使用すること。

3.5 その他

- (1) 受託者は、業務に必要な調査及び手続きを行い、関係法令基準に適合する設計図書作成を行うこと。
- (2) 業務に先立ち現地調査、確認を行い、現状を十分把握すること。
- (3) 受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲等について、係員と連絡をとり、十分打ち合わせをし、業務の目的を達成すること。
- (4) 受託者は、業務内容に疑義ある場合、速やかに係員と協議し、作業を進めること。
- (5) 受託者は、設計図書が完成した時は速やかに監督職員の審査を受け、承認を得た後、業務完了通知書と共に成果品を納めること。
- (6) 業務終了前であっても、発注者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合にはその指定する期限までにその時点における成果品を提出し、審査を受けること。
- (7) 成果品の種別及び納入部数は係員の指示による。

4 詳細設計及び建設工期（予定）

- (a) 詳細設計 令和2年4月～令和2年9月
- (b) 建築・外構工事 令和2年10月～令和3年3月

5 その他

- (a) 設計条件・設計図書に関する軽微な変更については、受託者は発注者の指示により作業をすすめる。この場合、設計業務委託契約書の規定に関わらず「契約金額」及び「履行期限」の変更はないものとする。
- (b) その他協議による。